

弁護士が教える憲法講座

—基礎編—

2013年10月5日(土) 14:00~16:30

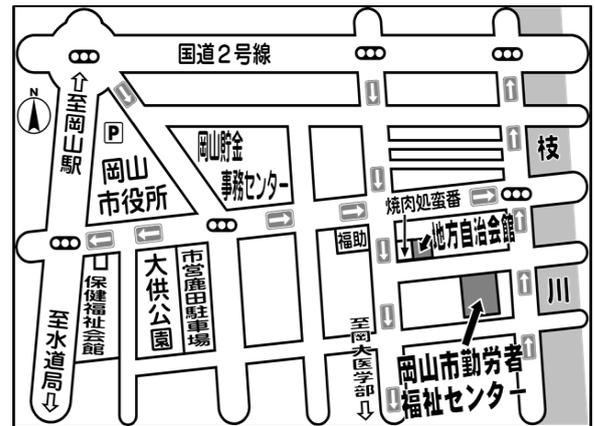
勤労者福祉センター4F第2会議室

岡山市北区春日町5-6

TEL: 086-233-8311

講師

藤井嘉子さん(弁護士)



国家権力が暴走
しないよう国の権力者に
手かせ足かせをはめる
のが憲法なんだニャ



自民党の考える憲法は、国防軍の創設など憲法9条を戦争のできる国へと逆戻りしようとしています。また、権力者の憲法遵守義務を解除して、逆に国民に憲法遵守義務を押し付ける内容になっており、もはや憲法とは言えません。

国民を抑えつけ、財界など権力者にとって都合のいい社会をつくろうとしているのです。

今回の学習会では憲法とは一体何のためにあるのか、憲法の基本精神とは何かを基礎から学びます。講師にパブリック弁護士事務所の藤井嘉子弁護士を招き、弁護士の視点から憲法を解説してもらいます。

藤井嘉子さんは困っている人を助けたいという思いから弁護士を目指し、平成23年12月、無事修習を終え、弁護士登録した期待の新人です。ご期待ください(^_^)/

岡山県労働組合会議青年部・岡山県憲法改悪反対共同センター

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 勤労者福祉センター3F

☎086-221-0133 Fax086-221-3595 Eメール okakenro@mx1.tiki.ne.jp